

特集《ソフトウェア関連発明》

米国および欧州における発明成立性 （主題適格性）判断の動向

平成 22 年度 ソフトウェア委員会委員長 大澤 豊

当ソフトウェア委員会においては、昨年、日本、米国及び欧州におけるソフトウェア関連発明の審査上の取扱いについて報告した⁽¹⁾。その報告において述べたように、ソフトウェア関連発明の審査上の取扱いは、日本、米国、欧州⁽²⁾（EPO）のそれぞれにおいて異なるので、出願人は、特許出願をしようとする国や地域における特許性判断の手法やその特徴を理解して出願書類を作成したり、出願国を選定したりすることが重要である。

一方、日本においては、平成 15 年に「ビジネス関連発明に対する判断事例集」が公開された後は、特許庁からの公式なアナウンスとしては、ソフトウェア関連発明の審査上の取扱いに特に変更はないものの、海外においては、動きがある。米国においては、Bilski 事件の最高裁判決が出されるなど、注目すべき動きがあった。欧州においては、実務への影響は取り立ててなかったものの、注目された EPO 長官からの付託（Refferal）G3/08 に対する拡大審判部の見解が示された。

本稿においては、前回の報告では時期的な問題で取り扱えなかった、これらの最新のトピックを紹介する。

目次

1. 米国での動き
 1. 1 Bilski 事件 CAFC 判決後の Interim Instructions
 1. 2 Bilski 事件最高裁判決と Interim Guidance
 1. 3 RCT 事件 CAFC 判決
2. 欧州での動き（G3/08 に対する拡大審判部の見解）

.....

 1. 米国での動き
 1. 1 Bilski 事件 CAFC 判決後の Interim Instructions⁽³⁾

Bilski 事件の CAFC 判決⁽⁴⁾により、方法クレームについてのみではあるが、machine-or-transformation テスト（以下「MOT テスト」という）が、クレームに

係る発明が米国特許法第 101 条に規定する要件（主題適格性）を満たすか否かを審査するための唯一の基準とされ、従来米国特許庁（USPTO）が採用していた、useful, concrete and tangible result を基準とする判断手法⁽⁵⁾が否定された。

Interim Instructions は、USPTO が Bilski 事件の CAFC 判決に従って主題適格性に関する審査を行うためのガイドラインとして 2009 年 8 月に公表したものであり、MPEP における従来の基準⁽⁶⁾を置き換えるものである。

その後 Bilski 事件の最高裁判決⁽⁷⁾を受けた Interim Guidance⁽⁸⁾により一部修正されているものの、2011 年 3 月現在も、基本的にはこの Interim Instructions の内容に従って主題適格性の審査が行われている。そこで、まずはその審査手順について説明する。なお、以下の審査手順において、クレームは妥当な範囲で最大限広く解釈して審査を行うこととされている。また、この Interim Instructions は、従来の基準と同様、クレームに係る発明の技術分野を問わずに適用される点にも注意が必要である。

（1） まず初めに、クレームに係る発明が米国特許法第 101 条に規定する 4 つの法定主題、すなわち、方法（process）、機械（machine）、製造物（manufacture）若しくは組成物（composition）のいずれかに該当するか否か判断する。ここで NO の場合、ただちに主題適格性なし（101 条により拒絶）となる。

この判断が NO となるものの具体例としては、自然に存在する生物や、人間そのもの、会社あるいは法的な契約が挙げられているが、同時に、プログラムそのものや、プログラムを伝送するための電気信号も挙げられていることに注意が必要である。このため、米国ではプログラムクレームやいわゆるシグナルクレームは認められないので、日本でのプログラムクレームに対応する権利を取得しようとする場合、媒体クレーム

を作成する必要がある。特に、シグナルと区別するため、データが固定された（non-transitory の）媒体であることをクレーム上明確にすることを要求される場合もある⁽⁹⁾。

(2) 以下の手順は、クレームに係る発明が方法であるかそれ以外（ここでは「物」とする）であるかに応じて手順が異なる。まず、物の発明について用いる手順について説明する。

(2-A) この場合、まず、クレームに抽象的なアイデア、自然法則又は自然現象（以下「抽象的なアイデア等」という）⁽¹⁰⁾が記載されているか否か判断する。ここでNOの場合、すなわち抽象的なアイデア等が一切記載されていない場合、直ちに主題適格性ありとなる。このような例としては、例えば機械的要素のみで構成された装置の発明が挙げられる。しかし、コンピュータ関連発明の場合、多少なりとも抽象的な情報の処理は利用しており、多くの場合、本項の判断はYESとなると考えられる。

(2-B) 前項でYESの場合、次に、クレーム全体が、抽象的なアイデア等そのものではなく、その実用的な応用（practical application）に向けたものか否か判断する。

この判断においては、クレームが、人間の作り出した実体を有する物であって現実世界での用途があるものに関するものであれば、基本的には実用的な応用であるとされる。しかし、形式的に物としてクレームされていても、「 $F=ma$ に従って動作する装置」のように、実体的な構成要素を何も有しない場合には、実用的な応用ではないとされる。

そして、本項の判断がNO（実用的な応用ではない）であれば、主題適格性なしとなる。

(2-C) 一方、前項でYESの場合、さらに、クレームが、抽象的なアイデア等の実用的な応用のほぼ全てをカバーするものであるか否か判断する。例えば、クレームにおける数式等の抽象的なアイデアを、クレームの範囲外の手法で利用することが実質的にできないような場合には、本項の判断がYES（カバーする）となると考えられる。

そして、本項の判断がYESであれば、主題適格性なしとなるが、NOであれば、主題適格性ありとなる。

ここまでの、物の発明に関する判断は、結局、ク

レームが抽象的なアイデア等を実質的に独占（pre-empt）しようとするものであるか否かを判断するためのものである。この考え方自体は、従来のMPEPでもあったものであるが、Interim Instructionsにおいては、CAFC判決に沿って useful, concrete and tangible result の基準を用いずにこの判断を行うための手順を提示したと言える。

なお、方法の発明に適用する、以下に説明するMOTテストも、同じく、クレームが抽象的なアイデア等を実質的に独占しようとするものであるか否かを判断するためのものである。従って、物の発明に関する判断手順は、このような具体的なテストを定義せずに判断を行うことを規定したものであると言え、その分、方法の発明に関する判断手順より曖昧なものになってしまっていると考えられる。

(3) 次に、方法の発明に関する判断手順について説明する。この手順は、クレームに係る方法がBilski事件CAFC判決で示されたMOTテストの「特定の装置に結びつけられている（machine prong）」又は「具体的なものを他の状態又はものに具体的に変換する（transformation prong）」の条件を満たすか否か判断するものである。

(3-A) まず machine prong について説明する。この条件における「装置」は、原語では“machine or apparatus”であるが、CAFC判決において machine と apparatus の区別について言及はなく、Interim Instructionsにおいても、これらを特に区別していない。

そして、「装置」は、具体的なものであって、電気的なものでも、電子的なものでも、光学的なものでも、特定の結果をもたらす機能を有するものであればよいというように、広く解釈することとされている。実際、具体例として、クレームに係る方法の主要なステップを「マイクロプロセッサを用いて」実行すると記載しただけで、クレームに係る方法は、そのステップを実行する機能を有するようにプログラムされたマイクロプロセッサを用いるものであるとして、他に一切ハードウェアの記載がない状態で主題適格性ありとしたものが記載されている。

ただし、装置との結びつきを記載するに際しては、単にクレームに「装置を用いる方法」というような記載を設けるのみでは不十分で、装置がクレームに係る

方法の中でどのように用いられるのかが明らかでなければならぬとしている。

(3-B) 次に transformation prong について説明する。

変換の対象たる「もの (article)」には、物理的実体を有するものが含まれるのはもちろんであるが、物理的な物を表わすデータであれば、電子データも含まれる。ただし、単に抽象的な値を示すだけの電子データは含まれない。電子データの扱いには不明確な点もあるが、例えば、実体を有する物の形を示すデータは、article に該当すると考える。

また、「変換 (transformation)」については、単にものを使用したり、場所を変えたりするだけでは不十分とされている。また、人の考えや動作を変えることも、「変換」には該当しないとされている。一方、あるものを別の機能や用途を持つものにすれば、「変換」に該当するとされている。

電子データについては、数学的な演算のみでは「変換」に該当せず、やはり元と別の機能や用途を持つデータにした場合に、「変換」に該当するとされている。

(3-C) なお、両 prong とも、装置との結びつきや変換は、クレームの範囲に意味のある限定を与えるものでなければならない。単にプリアンブルに記載するのみであったり、単なる利用分野の限定であったり、課題の解決と関係の薄いささいな点に関するもの (extra-solution activity) であったりしてはならないとされている。「ささいな」の範囲ははっきりしないが、例えば、データの演算手法に特徴を有する発明では、演算するデータの入力受付や、演算結果の出力は、通常は課題の解決に関係が薄いと考えられる。

(3-D) 方法の発明は、以上の MOT テストを満たす場合に主題適格性あり、そうでない場合には主題適格性なしとなる。

1. 2 Bilski 事件最高裁判決と Interim Guidance

以上の Interim Instructions が公開された際には、既に Bilski 事件は最高裁に上告が受理され、審理されていた。そしてその後、2010年6月に最高裁判決が出され、主題適格性の判断に用いるテストにつき、MOT テストを唯一のテストとすべきであるという CAFC の判断が否定された。すなわち、最高裁は別の具体的なテストは示さず、かつ MOT テストが有用なテスト

であることは認めたものの、MOT テストは方法クレームの主題適格性の判断に用いる唯一のテストではないと判示した。また、この判断は、旧来のように useful, concrete and tangible result を基準とした主題適格性判断を行うべきことを示すものでないことも強調している。

従って、この最高裁判決後は、米国特許法 101 条に規定する法定主題と、抽象的アイデア等という判例上の例外以外に、確実に依って立てる判断基準がなくなってしまったと言える。実際、最高裁も、Bilski 事件に係るクレームについて主題適格性なしとの判断を示しているが、その理由は、クレームに係る発明は抽象的なアイデアに過ぎない、というものである。

USPTO は、Bilski 事件最高裁判決に応じて、早くも 2010年7月には、最高裁判決の内容を反映した判断を行うための Interim Guidance を、先に説明した Interim Instructions の補足という形で公表した。

この Interim Guidance の内容は、端的に言えば、MOT テストを、方法クレームの主題適格性審査に最初に用いるに有用なツールであると位置付けると共に、このテストと合わせて考慮すべき事項 (factor) を、主題適格性に肯定的な影響を与える事項と、否定的な影響を与える事項とに分けて列挙したものである。

このうち、肯定的な影響を与える事項としては、「装置」や「変換」や変換の対象たる「もの」が特定なものであること、意味のある限定を与えていること、自然法則が実用的に応用されていること、クレームが課題の特定の解決手法に係るものであること、などが挙げられている。これらからは、Interim Instructions にも記載されていたような事項が、多少表現を変えて並べてあるだけである印象を受ける。

一方、否定的な影響を与える事項としては、「装置」や「変換」が具体的にステップと関連していないなど、「装置」や「変換」の記載が十分でないこと、クレームが自然力を独占するようなものである等、自然法則の応用に向けたものでないこと、クレームが経済、法律、数学等の概念を実質的に独占するようなものであったり、単に解決すべき課題を記載したものであったりする等、単なる一般的な概念の提示に過ぎないこと、などが挙げられている。こちらについては、肯定的な影響を与える事項よりは具体的である印象を受ける。

いずれにせよ、肯定的な事項が1つでもあれば主題

適格性が肯定されるわけでも、逆に否定的な事項が1つでもあれば主題適格性が否定されるわけでもない。そして、発明の技術分野も考慮して必要な事項について適宜重み付けをしつつ検討し、クレームに係る発明が抽象的なアイデアに該当するか否か、適切に判断がなされるべきである、とされている。

従って、Interim Guidance は、判断基準というより、出願人と審査官とが議論する材料を提供しているに過ぎないと考えられる。最高裁判決自体が、主題適格性の判断に用いるテストを具体的に提示していないので、USPTO が出すガイドラインがこのような内容となるのもやむを得ないところであろう。

本稿執筆中の 2011 年 3 月現在、USPTO はまだ Interim Guidance についてのコメントを募集しており⁽¹¹⁾、USPTO 自身も判断基準の制定に苦慮している様子が窺える。

1. 3 RCT 事件 CAFC 判決⁽¹²⁾

Bilski 事件最高裁判決の後、主題適格性の判断を示した初の CAFC 判決として、2010 年 12 月に、RCT 事件の判決が出されているので、次にこの判決について簡単に紹介する。

本件は、侵害事件であり、いくつか判示事項があるが、本稿では、一審では抽象的と判断されて主題適格性違反で無効とされた、Research Corporation Technologies, Inc. (本稿では「RCT 社」という)のいくつかの特許⁽¹³⁾のクレームについて、CAFC が主題適格性ありと判断し、無効の判断を取り消して地裁に差し戻した点を取り上げる。

本件発明は、グレイスケール画像のハーフトーン化に関する発明である。主題適格性に関する判断が示されたものの中で最も簡単な米国特許第 5,111,310 号のクレーム 1 は、以下の通りである。

1. A method for the halftoning of gray scale images by utilizing a pixel-by-pixel comparison of the image against a blue noise mask in which the blue noise mask is comprised of a random non-deterministic, non-white noise single valued function which is designed to produce visually pleasing dot profiles when thresholded at any level of said gray scale images.

(仮訳) グレイスケール画像を、該画像を画素毎にブルーノイズマスクと比較することによりハーフトーン

化する方法であって、前記ブルーノイズマスクが、ランダムで決定論的でなくかつホワイトノイズでない一価関数であって、前記グレイスケール画像のいかなるレベルを閾値としても視覚的に好ましいドットプロファイルを与えるように設計されたものにより構成されている方法。

このクレームについて、CAFC は、Bilski 事件最高裁判決において CAFC が作成するよう求められた主題適格性の基準につき、以下のようなものを示した。

すなわち、「抽象的 (abstract)」という要件に、適格な主題を示す法定の広いカテゴリや、第一義的な注意を特許法の他の部分の特許要件に向ける法律の文脈に優先するほど明確に、主題適格性を否定する力があるべきだ、と認めることを超えて「抽象的」という要件を定義するつもりはない、と判示した⁽¹⁴⁾。

また、クレームに係る発明は、デジタル画像を、該デジタル画像を画素毎にブルーノイズマスクと比較することによりハーフトーン画像に変える方法に関するものであると認定すると共に、クレームに係る発明は、コンピュータ技術の分野における実用的かつ明確な応用に係るものであると認定した。

そして、クレームに係る発明は、市場にある技術に対する具体的な応用あるいは改良をしたものであるとして、特許法の枠組みや文言を越えて（法定主題である「方法」であるにも関わらず）主題適格性を否定するほど抽象的なものではないので、主題適格性を有すると判示した。

本判決に係るクレームでは、上記のように、クレーム中に「デジタル」や「コンピュータ」といった文言は含まれていない。しかし、判決文における発明の認定には、上記の通り「デジタル」や「コンピュータ」の文言が用いられている。この点につき、判決文には、CAFC が、明細書や他のクレームの記載を参酌して、本件クレームに係る発明がコンピュータ技術に関するものであると判断していると覚しき記載がある⁽¹⁵⁾。

ただし、主題適格性を満たすクレームでも、米国特許法第 112 条における記載要件を満たさず拒絶されることは有り得る点も強調している。

してみれば、今回の判示事項がどの程度広い範囲に適用されるのかは不明であるが、今回の判決は、少なくともコンピュータ関連発明においては、発明がコン

コンピュータを用いて実現されることが明細書の記載から明らかであればクレームで「装置」や「変換」を明示することは必須ではない、と主張する一つの根拠となり得るのではないだろうか。

この点は、MOT テストを満たさなくても「抽象的」でない場合があるとした Bilski 事件最高裁判決の判断に沿ったものであると言えるだろう。

ただし、ビジネス分野やゲーム分野などの発明についても同様な判断がなされるか否かについては、今後の判例を注視していく必要があると考える。

2. 欧州での動き（G3/08 に対する拡大審判部の見解）

欧州においては、クレームに、技術的手段として何らかのハードウェアを明示することにより、比較的容易に主題適格性の要件を満たすことができる。しかし、発明の技術的性質に寄与しない特徴は、進歩性判断でクレームに係る発明と先行技術とを対比するに際し考慮されない⁽¹⁶⁾。

このような取扱いは、1980 年代後半以降の審決例の蓄積により構築されてきたものであり、現状及び経緯についての説明は、審決 T0154/04⁽¹⁷⁾に詳しい。

少なくとも 2000 年代後半においては、欧州でのソフトウェア関連発明⁽¹⁸⁾の審査上の取扱いは、上記のもので安定していた。しかし 2008 年 10 月に、EPO 長官が拡大審判部に対し、コンピュータプログラムそのものを特許の対象から除外する EPC 第 52 条の規定の取扱いについて、EPC 第 112 条(1)(b)に基づく付託(referral)⁽¹⁹⁾を行ったことにより、審査上の取扱いがどのような影響を受けるのか、俄に注目を集めた。

なお、この付託は、ある問題について 2 つの審判部が異なる判断を示した場合に、EPO 長官が拡大審判部に対して見解 (opinion) を求めることができるものである。

2010 年 5 月、この付託について、拡大審判部の見解が示された。

結論から言えば、この見解において、拡大審判部は、EPO 長官からの付託に含まれる 4 つの質問に、直接は答えていない。その理由は、EPO 長官からの付託で挙げられた、審判部の「異なる判断」は、法制度の発展 (legal development) に当たるものであり、拡大審判部が見解を示して是正しなければならないような矛盾 (contradiction) はないため、付託は EPC 第 112

条(1)(b)の要件を満たさない、というものであった。

ただし、拡大審判部は、その理由の説明の中で、付託に含まれる質問に対する審判部の立場の表明と考えられるものをいくつか示している。ここではそれらを簡単に紹介する。なお、回答が必ずしも質問内容と対応していない点は、そもそも今回の見解が付託に含まれる質問に対する回答を述べたものでないことから、ご容赦頂きたい。

(Q 1) コンピュータプログラムは、明示的にコンピュータプログラムとしてクレームされた場合には、コンピュータプログラムそのものであることのみを理由に主題適格性を否定されるか。

(A 1) 審決例の蓄積を鑑みるに、現在のところ、コンピュータプログラム分野のクレームは、単に、コンピュータやコンピュータ読み取り可能な記録媒体を用いることを(クレームに)明示するだけで、主題適格性を満たすと言える。

ただし、単に「コンピュータ読み取り可能な記録媒体に記録されたプログラム X」や「プログラム X に従ってコンピュータを動作させる方法」としか発明を特定しない(「更なる技術的効果: further technical effect」のない)クレームは、進歩性欠如を理由に拒絶される (item 10.13)。

(Q 2) コンピュータプログラム分野のクレームは、単にコンピュータ又はコンピュータ読み取り可能な記録媒体を用いることを明示するだけで主題適格性違反を回避できるのか。

(A 2) A 1 で述べた通り、YES。

(Q 3) クレームの技術的特徴に寄与するためには、クレームに記載された構成要件は、現実世界の物理的対象に対して技術的効果を及ぼさなければならないか。

(A 3) そもそも、Q 3 において「現実世界の物理的対象に対して技術的効果を及ぼさなければならない」と判示した例として挙げられた審決では、「及ぼさなければならない」とは述べていない。現実世界の物理的対象に対して技術的効果を及ぼせば、特許性なしと判断されることを避けられる、と述べているのみである (item 12.3)。

(Q4) コンピュータをプログラムする活動は、必然的に技術的考察 (technical considerations) を含むか。
(A4) プログラミングは機械を使って行うので、コンピュータをプログラムする全ての活動は、技術的考察を含むと考えることができるかもしれない。しかし、そのことをもって、できあがったプログラムが技術的特徴を有するとは必ずしも言えない。プログラムが技術的特徴を備えるためには、プログラマーが、何かの手順を実行するためのアルゴリズムを単に見つけ出す、という以上の技術的考察を行っている必要がある (item 13.5)。

コンピュータプログラムについて、コンピュータ上で実行した場合に更なる技術的効果がある場合のみ技術的特徴を有すると考えることと、同様である。

以上からわかるように、今回の G3/08 で示された見解は、今までの審決例の流れを変更するようなものではなかった。このため、EPO においては、今のところ、2000 年代後半から続いているものと同様な手法により、ソフトウェア関連発明の審査がなされている。

なお、私見であるが、EPO の審査において重要であるがはっきりした基準のない事項として、進歩性判断における、技術的特徴と非技術的特徴の切り分けが挙げられると思う。この点について、G3/08 において多少は踏み込んだ判断基準が示されることを期待していたが、結局それは叶わなかった。

今回の結果により、当面は現状の審査手法が大きく変わらないこととなったので、今後は、個別件の審決等を注視して、技術的特徴と非技術的特徴の切り分け手法について方向性を見定めていくことが重要と考える。

謝辞

本稿の作成に当たっては、平成 22 年度日本弁理士会ソフトウェア委員会第 3 部会での審議内容を大いに参考にさせて頂いた。また、特に RCT 事件については、川上桂子副委員長に重要な助言を頂くと共に、当委員会主催の研修に提供頂いた、Morrison & Foerster 事務所の Robert J. Hollingshead 氏と Teresa Summers 氏作成の講演資料を参考にさせて頂いた。この場を借りて、各位に心よりの御礼を申し上げます。

注

- (1) 「日米欧におけるソフトウェア関連発明の特許取得について (1)」パテント vol. 63 No. 10 p.45-56 平成 20 年度ソフトウェア委員会第 2 部会
- (2) 本稿においても、「欧州」と言った場合には、特に断らない限り欧州特許庁 (EPO) を指すものとする。
- (3) “INTERIM EXAMINATION INSTRUCTIONS FOR EVALUATING SUBJECT MATTER ELIGIBILITY UNDER 35 U.S.C. § 101” http://www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/2009-08-25_interim_101_instructions.pdf
- (4) <http://www.cafc.uscourts.gov/images/stories/opinions-orders/07-1130.pdf>
- (5) 米国審査基準 (Manual of Patent Examination Procedure: MPEP) 2106.01 page 2100-11
- (6) MPEP 2106(IV), 2106.01 及び 2106.02
- (7) <http://www.supremecourt.gov/opinions/09pdf/08-964.pdf>
- (8) http://www.uspto.gov/patents/law/exam/bilski_guidance_27jul2010.pdf
- (9) “Subject Matter Eligibility of Computer Readable Subject Matter” http://www.uspto.gov/patents/law/notices/101_crm_20100127.pdf
- (10) 米国においては、これらについては特許の対象とならないことが判例により確立している。
- (11) http://www.uspto.gov/patents/announce/bilski_guidance.jsp
- (12) Research Corporation Technologies, Inc. v. Microsoft Corporation, 2010-1037 <http://www.cafc.uscourts.gov/images/stories/opinions-orders/10-1037.pdf>
- (13) 米国特許第 5,111,310 号 (判決で引用されたのはクレーム 1 及び 2) 及び同第 5,341,228 号 (同じくクレーム 11)
- (14) “this court also will not presume to define “abstract” beyond the recognition that this disqualifying characteristic should exhibit itself so manifestly as to override the broad statutory categories of eligible subject matter and the statutory context that directs primary attention on the patentability criteria of the rest of the Patent Act.”
- (15) “These inventions address “a need in the art for a method of and apparatus for the halftone rendering of

gray scale images in which a digital data processor is utilized in a simple and precise manner to accomplish the halftone rendering.” ‘310 patent col.3 ll.33-40. The fact that some claims in the ‘310 and ‘228 patents require a “high contrast film,” “a film printer,” “a memory,” and “printer and display devices” also confirm this court’s holding that the invention is not abstract.”

(16) 「日米欧におけるソフトウェア関連発明の特許取得について（1）」パテント vol. 63 No. 10 p.45-56 平成 20

年度ソフトウェア委員会第 2 部会

(17) <http://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/pdf/t040154ex1.pdf>

(18) 欧州では computer implemented invention (CII) の語がよく用いられるが、ここでは用語の統一のため「ソフトウェア関連発明」と呼ぶことにする。

(19) G3/08 関係資料は <http://www.epo.org/news-issues/issues/computers/eba.html> から入手可能

(原稿受領 2011. 3. 7)

バックナンバーのご案内

ご希望のバックナンバーの在庫をご確認の上、ゆうちょ銀行（00170-0-0059868 日本弁理士会）にて送付先を明記し、代金をお支払いください。ご入金を確認次第、「パテント」をお送りいたします。

宛先：日本弁理士会 広報・支援・評価室 パテント担当 1冊 840（税込）+送料 100円 = 940円

年	月号	バックナンバー内容	
2008年	4	特集《様々な環境・業務に従事する弁理士》	
	5	特集《第13回知的財産権誌上研究発表会》	
	6	特集《中国の知的財産制度》	
	7	特集《良い明細書の作成方法》	
	8	特集《平成19年度著作権・コンテンツ委員会》	
	9	特集《農林水産分野における知的財産》	
	10	特集《知財コンサルティング》	
	11	特集《審査・審判実務の実施》	
	12	特集《事務所経営》	
	2009年	1	特集《国際出願 弁理士制度 110周年に寄せて》
		2	特集《支部の活動紹介（前編）》
		3	特集《支部の活動紹介（後編）》
4		特集《知財流通・海外の審査動向》	
5		特集《第14回知的財産権誌上研究発表会》	
6		特集《弁理士会の新しい取組み》	
7		特集《バイオ・ライフサイエンス委員会》	
8		特集《著作権》《第14回知的財産権誌上研究発表会質疑応答の部》	
9		特集《中国》	
10		特集《欧州》	
11		特集《ビジネス関連発明》	
12		特集《特許審査手続における意見書と補正書》	
2010年	1	特集《海外で活躍する知財プロフェッショナル》	
	2	特集《日本弁理士会知的財産支援センター 10周年》	
	3	特集《日本弁理士会の附属機関及び委員会の紹介》	
	4	特集《不正競争防止法》	
	5	特集《第15回知的財産権誌上研究発表会》	
	6	特集《座談会「進歩性判断の問題を探究する」》	
	7	特集《バイオ・ライフサイエンス》	
	8	特集無し	
	9	特集《著作権》	
	10	特集《新興国における模倣品対策（商標・不正競争防止法等を中心に）》	
	11	特集《地方（西日本）における知財》	
	12	特集《北海道における知財》	
2011年	1	特集《調停・仲裁を活かせ!! <知的財産に「裁判外紛争解決」という発想>》	
	2	特集《意匠》	
	3	特集《発明の捉え方》	